平成１９年（フ）第２０１号
長野県松本市開智３丁目２番４号
破産者　飯田　法夫
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１３０号
長野県松本市蟻ケ崎４丁目８番４号、住民票上の住所長野県松本市横田２丁目13番Ｂ―109号
破産者　青柳　孝志
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１３１号
長野県茅野市ちの2943―２ひまわりハウス横内、住民票上の住所長野県岡谷市長地梨久保２丁目15番26号
破産者　宮下　正敏
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１３７号
長野県下伊那郡松川町上片桐4018番地２、前住所長野県諏訪市大字上諏訪6666番143
破産者　小池麻紀子（旧姓矢田）
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４４２号
静岡県浜松市浜北区中条1515　シティーアベニュー103、住民票上の住所静岡県浜松市浜北区小松3177番地の３
破産者　伊藤　友一
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
愛知県豊田市山之手４丁目86番地　クリアスエヒロ305号
破産者　佐津川昌之
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
愛知県安城市堀内町屋敷39番地　ＧＲＡＣＩＡ．Ｂ101、開始決定時の住所愛知県西尾市戸ケ崎３丁目15番地60
破産者　高田　宗則
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
長崎県諫早市高来町船津709番地１
破産者　上田　敏博
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
熊本県八代市植柳下町4802番地１
破産者　宮崎　　博
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１８５号
茨城県土浦市霞ケ岡町12番１―103号　市営霞ヶ岡第２住宅３号棟
破産者　葛巻　司郎
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第２５６１号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地１棟106号、開始決定時の住所名古屋市西区名西２丁目24番23号　浄心パークホームズ901号
破産者　植田美津恵
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５８号
名古屋市港区小碓２丁目262番地　サンシャイン88　４Ｆ西、開始決定時の住所名古屋市港区本宮町８丁目43番地の10
破産者　菊池商会こと　菊池　健夫
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字吉清水１番地10
破産者　佐藤龍一郎
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２７５号
宮城県加美郡色麻町大字上新町67番地
破産者　鎌田　　強
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
宮城県栗原市志波姫新沼崎30番地　市営貝の堀住宅Ｄ―１号
破産者　星　　晴陸
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
宮城県栗原市瀬峰藤沢瀬嶺23番地　高橋方、住民票上の住所宮城県仙台市宮城野区小田原２丁目７番20号　トリヴァンベール中村105
破産者　西山奈美江
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
宮城県大崎市古川西荒井字東田615番地　サン・イーストＢ棟101号
破産者　蛭田　　隆
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係